（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）

**第十三条**　法第二十一条第八項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第十二条第六号の三、第九号、第十号の四、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の規定によるものに限る。）、第二十六号、第二十七号の二の四、第二十七号の八から第二十七号の十まで、第二十七号の十二、第二十九号から第二十九号の十二まで、第二十九号の十四から第二十九号の十八まで、第二十九号の二十九又は第二十九号の三十一に掲げる行為

二～三十六　（略）

（海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為）

**第十三条の三**　法第二十二条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

十五　漁港及び漁場等の整備に関する法律第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六　漁港及び漁場等の整備に関する法律第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七～二十八　（略）

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

**第十五条の六**　（略）

2　（略）

3　法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二・三　（略）

4　（略）

（権限の委任）

**第二十条**　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第八号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）、第二十二号及び第二十五号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～九　（略）

十　法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)～(4)　（略）

(5)　第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで、第十号から第十号の三まで、第十号の五から第十号の十一まで、第十号の十三及び第十号の十四に掲げる行為

ロ～ヘ　（略）

（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）

**第十三条**　法第二十一条第八項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第六号の三、第九号、第十号の四、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の規定によるものに限る。）、第二十六号、第二十七号の二の四、第二十七号の八から第二十七号の十まで、第二十七号の十二、第二十九号から第二十九号の十二まで、第二十九号の十四から第二十九号の十八まで、第二十九号の二十九又は第二十九号の三十一に掲げる行為

二～三十六　（略）

（海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為）

**第十三条の三**　法第二十二条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

十五　漁港漁場整備法第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六　漁港漁場整備法第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七～二十八　（略）

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

**第十五条の六**　（略）

2　（略）

3　法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二・三　（略）

4　（略）

（権限の委任）

**第二十条**　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第八号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）、第二十二号及び第二十五号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～九　（略）

十　法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)～(4)　（略）

(5)　第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで、第十号から第十号の四まで及び第十号の六に掲げる行為

ロ～ヘ　（略）